

議案第 10 号

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年橋本市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 号並びに第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第 3 条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第 7 条までに規定するものほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。)の規定(省令第 3 条の 40、第 17 条、第 36 条、第 40 条の 15、第 60 条、第 87 条、第 107 条、第 128 条及び第 156 条を除く。)による基準をもって、その基準とする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 4 条 省令第 3 条の 40、第 17 条、第 36 条(省令第 37 条の 3 において準用する場合を含む。)、第 40 条の 15、第 60 条、第 87 条、第 107 条、第 128 条、第 156 条及び第 181 条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第 3 条の 40 第 2 項、第 36 条第 2 項(省令第 37 条の 3 において準用する場合を含む。)、第 40 条の 15 第 2 項、第 60 条第 2 項、第 128 条第 2 項、第 107 条第 2 項、第 128 条第 2 項及び第 181 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「その完結の日から 5 年間」と読み替えるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第 3 条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第 7 条までに規定するものほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。)の規定(省令第 3 条の 40、第 17 条、第 36 条、第 40 条の 15、第 60 条、第 87 条、第 107 条、第 128 条及び第 156 条を除く。)による基準をもって、その基準とする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 4 条 省令第 3 条の 40、第 17 条、第 36 条(省令第 37 条の 3 において準用する場合を含む。)、第 40 条の 15、第 60 条、第 87 条、第 107 条、第 128 条、第 156 条及び第 181 条の規定は、指定地域密着型サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第 3 条の 40 第 2 項、第 17 条第 2 項、第 36 条第 2 項、第 107 条第 2 項、第 128 条第 2 項、第 156 条第 2 項及び第 181 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「その完結の日から 5 年間」と読み替えるものとする。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。